

平成23年度税制改正に関する意見の概要

基本的な考え方

デフレからの早期脱却と「新成長戦略」の着実な実施による高い経済成長の実現
「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に中小企業の発展が経済成長のカギ

- ・国際競争力の向上を図り、積極的な設備投資等を通じ、持続的な経済成長を確固たるものとするため、法人実効税率の引き下げを実現
 - ・地域経済社会を支える中小企業の活力強化に向けて、中小法人の軽減税率の11%以下への確実な引き下げ等の支援が必要
- 「新成長戦略」と「財政運営戦略」を一体的に実行し、財政健全化を着実に推進
- ・社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、中長期的な歳入の見通しを明らかにしつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて必要な歳入を確保すべき
 - ・徹底的な行財政改革の実施の成果が財政面に及ぼす効果を国民に明示していくべき

平成22年7月15日
日本商工会議所

平成23年度税制改正にあたっては
景気回復に向けたデフレの克服、
経済成長の一層の促進の観点から
中小企業の成長力および経営基盤強化、
地域経済の活性化に向けた改正を！

「新成長戦略」の実施に向けた税制改正

1. 法人実効税率の引き下げ
2. 中小法人の軽減税率の11%以下での恒久化、適用所得金額の大幅な引き上げ
3. 中小企業向けをはじめ経済成長に資する租税特別措置の維持
 - (1) 企業の技術開発・研究開発・設備投資を支援する租税特別措置の延長・拡充
研究開発促進税制、人材投資促進税制、中小企業等基盤強化税制等の延長・拡充
 - (2) 地域活性化に資する租税特別措置の延長
都市再生促進税制、まち再生促進税制、企業立地促進税制等の延長
4. 新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援
創業する中小企業の法人税減免や新規雇用増に応じた税額控除、エンジェル税制の拡充
創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設等
5. 中小企業の国際化(海外展開)を支援する税制措置の拡充
中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除等
6. 中小企業の実務費の全額損金算入の実現
中小企業特例(交際費600万円以下の90%)のさらなる拡充と恒久化等
7. 事業承継の円滑化のための税制措置の拡充
非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和・充実化等
8. 国内事業環境整備に向けた税制改正
「新成長戦略」の観点から、所得課税や資産課税を引き下げを含めて検討
9. 地球温暖化対策のための税は、他の施策と一体的に検討されるべき
単なる財源確保を目的に、環境を名目とした新たな税負担増を求めることには反対

税制抜本改革に対する考え方

1. 中長期的な歳入の見通し等の総合的な検討を経ずに、消費税の税率やタイミングを議論すべきでない
・危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えた場合には、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保する必要がある、消費税の引き上げもやむを得ないと考える。
・ただし、持続可能な社会保障制度の構築や財政健全化等の総合的な検討を経ずに、先に引き上げのタイミングや税率を判断するのは適当ではない。
・仮に、消費税を引き上げる場合、デフレ解消等について十分検討するとともに、価格転嫁の問題、複数税率の回避、逆進性対策について万全を期すことが必要である。
2. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入
基本的な社会インフラとして、社会保障と税の共通番号制度の導入を早期に実現すべき

企業の活力強化および経営基盤強化を促す税制

1. 企業の技術開発・研究開発・設備投資を支援する税制措置の拡充
2. 雇用促進を支援する税制措置の創設
3. 留保金課税の廃止
4. 欠損金制度の拡充
5. 役員給与に係る税制措置の拡充
6. 経営力強化に向けた税制措置の創設
7. 中小企業の企業年金制度等の拡充
8. 事業再生・再編を支援する税制の拡充
9. 印紙税の廃止
10. 環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の創設
11. 消費税制度に関する改善すべき事項
12. グループ法人税制の積極的な活用促進に向けた運用明確化等

内需拡大・地域活性化等に資する税制

1. 内需拡大・消費拡大に資する税制措置の拡充
金融所得課税の一元化、大規模地震対策の促進
2. 地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充
・土地税制等の見直し(固定資産税の負担軽減等)
・住宅税制の延長・恒久化
・中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充
・企業の集積の維持・発展のための税制措置の拡充
・事業所税の廃止
・国と地方のあり方と税制

経済社会の変化に対応した税制

1. 納税環境整備の充実
社会保険料と税の徴収効率化、利子税・延滞税等の軽減、納税事務負担の軽減等
2. 確定決算主義の維持と非上場企業(特に中小企業)の会計のあり方
中小企業の実態に即した会計基準の策定等

経済活動・国民生活に資する税制